

吉見病院 介護医療院 指定（介護予防）短期入所療養介護 運営規程

（総則）

第1条 医療法人社団 秀林会 吉見病院が開設する「吉見病院 介護医療院」において実施する指定（介護予防）短期入所療養介護事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理体制に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要支援者、及び要介護者に対して、適正な指定（介護予防）短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 療養を必要とする要支援者、及び要介護者に対し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、（介護予防）短期入所療養介護サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話、及び機能訓練の他、必要な医療を行い、生活施設としての安心・安全を提供する。

2 指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス、または福祉サービスを提供者との密接な連携を図るとともに、関係市町村とも連携を深め、総合的なサービス提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 吉見病院 介護医療院 （運営主体 医療法人社団 秀林会 吉見病院）
- 2 所在地 滑川市清水町3番25号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。（併設型小規模介護医療院）

- 1 医師： 病院の医師が兼務し診療の他、従業者への指示、管理、指導を行う。
- 2 薬剤師： 病院の薬剤師が兼務し、服薬指導、服薬管理を行う。
- 3 管理栄養士： 病院の管理栄養士が兼務し、給食業務の管理、栄養指導等を行う。
- 4 機能訓練員： 身体機能の向上、または減衰を防止する為の訓練を行う。
- 5 看護要員：看護職員 常勤換算3.0名以上
：介護職員 常勤換算3.0名以上
利用者の病状、及び心身の状況に応じ、必要な看護、及び介護を提供する。
- 6 介護支援専門員：（適当数） （介護予防）短期入所療養介護サービス計画の作成を行う。
- 7 その他事務員等： 病院の職員が兼務する。

（利用者の定員）

第6条 介護医療院における指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの定員は2名とする。

（指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの内容）

第7条 指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの内容は、次の通りとする。

- ・（介護予防）短期入所療養介護計画の作成

- ・医師による診療
- ・看護及び医学的管理の下における介護
- ・レクリエーション行事等の実施
- ・機能訓練
- ・食事の提供
- ・居室の提供

第8条 指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの内容は、次の通りとする。

Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅰ）※併設型小規模（看護職員6：1、介護職員6：1）

- 2 指定（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他必要な医療を行う。

（利用料その他の費用の額）

第9条 指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの利用料の額、及び基本サービス費は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料の1割、2割、3割の額とする。

- 2 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

① 居室の費用 [別紙重説・料金表を参照](#)

② 食事の費用 [別紙重説・料金表を参照](#)

③ 理美容代 [別紙重説・料金表を参照](#)

④ 前各号に掲げる費用の他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であり、利用者が負担することが適当と認められるもの。

- 3 前項の費用の徴収に関しては、あらかじめ利用者、またはその家族に対し、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書を受けるものとする。

（送迎の範囲）

第10条 施設側が通常行う送迎の範囲は、別紙に定める当該施設を中心とする半径5km圏内とする。

（利用者が守るべき事項）

第11条 当該サービスを利用の際は、下記の事項を厳守すること

- ① 来訪・面会 面会時間は6時から20時までとする。（但し感染状況等により変更）
- ② 外出・外泊 外出・外泊の際には、必ず行先と帰宅日時を職員に届出し、病院長の許可を得ること。
- ③ 居室・設備 施設内の居室、設備、器具は本来の用法に従って利用すること。
器具の使用 これに反した利用により破損が生じた場合、弁償すること。
- ④ 喫煙・飲酒 敷地内禁煙を遵守し、酒類を持込まないこと。
- ⑤ 迷惑行為等 騒音等他の迷惑になる行為の他、正当な理由なく他の居室へ立入らないこと。
- ⑥ 宗教活動等 宗教活動、及び政治活動等を行わないこと。
- ⑦ 動物飼育 施設内のペットの持込み、及び飼育をしないこと。

（施設側が守るべき事項）

第12条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用者の定員及び病室の定員を超えて利用させない。

- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備、または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品等の管理を適正に行う。

- 3 感染症の発生は、蔓延しないよう必要な措置を講じる。
- 4 サービスの提供に際し、親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して、療養上必要な事項については、理解しやすいように指導、及び説明を行う。
- 5 診療は、療養上妥当適切に行い、看護、医学的管理の下における介護については適切な介護技術を提供するとともに、1週間に2回以上の入浴、若しくは清拭を行う。
- 6 利用者または他の利用者等の生命、及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等による利用者の行動を制限する行為は行わない。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び、風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置し、非常災害対策を行う。

- 1 防火管理者は事業所管理者が指名し、火元責任者には事業所看護師等を当てる。
- 2 始業時、就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- 5 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、災害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- 6 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練（消火、通報、避難） 年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の徹底 随時
- 7 その他の災害防止対策についても、必要に応じ対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者、または家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団 秀林会 吉見病院が定めるものとする。

令和8年8月1日 施行